

令和2年度立入検査における指導事項について

1 有料老人ホーム

○相部屋について

〔事例〕 親族関係にないものを相部屋としていた。

一般居室は原則として個室（一人用又は夫婦等で居住するもの）です。

各個室は建築基準法第30条の規定に基づく界壁により区分されていることが必要であるため、パーティションなどの簡易の間仕切りでは居室とみなされません。

また、親族関係にない第三者を2名居住させている場合は居宅とは認められないことから、居宅サービスの報酬は請求できないこととなります。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針5－（9）】

○管理者（施設長）の責務について

〔事例〕

- ・管理者（施設長）を配置してなかった。
- ・有料老人ホームの管理者が業務の状況を把握していなかった。

有料老人ホームには、必ず管理者（施設長）を配置しなければなりません。

管理者は、有料老人ホームの従業者及び業務の管理を一元的に行わなければなりません。

また、管理者は有料老人ホームの従業者に対して、事業の人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行わなければなりません。

管理者が自ら法令を遵守するのは当然のことですが、その他の従業者の方にも法令を守ってもらうよう、管理者として必要な指示を行ってください。

有料老人ホーム内で基準違反に該当することが行われていたことが発覚した場合、管理者は直接の関与がない場合でもその監督責任を問われます。

他の事業所、施設等の職員との兼務は「管理上に支障がない範囲内」でしか認められません。兼務により管理業務に支障が生じないように行ってください。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針7－（1）】

○職員の配置及び勤務実績について

〔事例〕 有料老人ホームと訪問介護事業所における勤務時間を分けて勤務実績を作成していなかった。

有料老人ホームと訪問介護事業所における勤務時間を時間分けして勤務実績を作成してください。

（参考）

×有料老人ホームの人員に含むことができない勤務の例

- ・指定介護サービス事業所において、専従要件のある職員との兼務

（例：訪問介護事業所における専従のサービス提供責任者等。指定介護サービスにおける人員基準違反となります。）

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針7－（1）、9－（3）】

○職員の研修について

〔事例〕 職員の研修を実施していなかった。

職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施してください。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスの在り方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行ってください。

また、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に基づき研修の実施してください。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針7-(2), 9-(4)】

○管理規程について

〔事例〕 管理規程が定められていなかった。

管理規程には次の事項を明記する必要があります。

1 入居者の定員, 2 利用料, 3 サービスの内容及びその費用負担, 4 介護を行う場合の基準, 5 医療を要する場合の対応等

上記の内容を含み、入居者に対する説明事項を適切に提示している資料であれば、その呼称にかかわらず、管理規程として扱って差し支えありません。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針8-(1)】

○サービス記録の保存について

〔事例〕 入居者に提供した入浴、食事の介助、提供などの記録が保存されていなかった。

有料老人ホームにおいては、次の事項を記した書類を作成し、作成の日から保存する必要があります。

- 1 修繕及び改修の実施状況
- 2 前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録
- 3 入居者に提供したサービス内容（入浴、排せつ又は食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事の供与、健康管理の供与、安否確認又は状況把握サービス、生活相談サービス）
- 4 緊急やむを得ず入居者に身体拘束を行った場合にあつては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
- 5 サービス提供に係る入居者やその家族からの苦情の内容
- 6 サービス提供により事故が発生した場合、その状況及び処置の内容
- 7 サービス提供を委託により他の事業者に行わせる場合、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項、業務の実施状況
- 8 設備、職員、会計及び入居者の状況に関する事項

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針8-(3)】

○非常災害対策

〔事例〕

- ・避難訓練及び消火訓練を実施していなかった。
- ・夜間帯を想定した避難訓練を行っていなかった。
- ・防火管理について、消防計画が策定されていなかった。
- ・非常口付近に障害物が置いてあった。

防火管理者等を定め、非常災害に対する具体的な計画を立案し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行ってください。避難訓練の回数については、防火対象物の区分によって異なりますので、消防法に定めるとおり行ってください。

また、訓練の状況など実施結果や反省点等を記録、保存するなど、非常時における対応方法について職員間においても情報共有を図ってください。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針 8 - (5)】

○食事サービスについて

〔事例〕

- ・高齢者に適した食事が提供されていなかった。
- ・栄養士による献立表が作成されていなかった。

入居者に対して、その心身の状況に応じたサービスを提供しなければなりません。

食事サービスにおいては、高齢者に適した食事の提供、栄養士による献立表の作成や食堂において食事をするのが困難な場合は、入居者の希望に応じて、居室において食事を提供することが必要となります。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針 8 - (5)】

○感染症対策等について

〔事例〕

- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を実施していなかった。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を作成していなかった。
- ・職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施していなかった。

感染症対策等として、次の措置を講じることが必要です。

- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的
に開催するとともに、その結果について、介護職員等の職員に周知徹底を図ってください。
- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備してください。
- ・ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的
に実施してください。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針 9 - (6)】

○運営懇談会について

〔事例〕 運営懇談会を開催していなかった。

有料老人ホームの事業の運営においては、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置することが必要となります。

ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っていれば、この限りではありません。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針 8 - (10)】

○金銭管理について

〔事例〕

- ・入居者の金銭管理をする場合、依頼又は承諾を書面で確認していなかった。
- ・金銭等の具体的な管理方法、定期報告等を管理規程で定めていなかった。
- ・管理規程で定めた管理方法に基づいた運用がされていなかった。

入居者の金銭、預金等の管理は入居者自身が行うことが原則ですが、入居者本人が特に施設に依頼した場合、又は入居者本人が認知症等により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理を行えないと認められる場合で、身元引受人等の承諾を得た場合には、有料老人ホームで管理をすることができます。

また、入居者の金銭等を管理する場合にあっては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程で定める必要があります。

指導監査課には、入居者から施設側との金銭トラブルに関する苦情がたくさん寄せられます。入居者の金銭管理を行う場合は、複数名で管理するようお願いいたします。また、退居の際に原状回復の費用等を求める場合には、入居者及び入居者家族に対して、丁寧に説明するなど、誠意ある対応を行うようお願いいたします。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針9－(1)】

○身体的拘束について

〔事例〕

- ・身体的拘束を行う上で必要な手続をしていなかった。
- ・身体的拘束を行う期間を定めていなかった。
- ・身体的拘束の同意書において、拘束の実施期間が終了していたが、家族の同意を再度得ていなかった。
- ・身体的拘束の記録が不十分であった。

「緊急やむを得ない場合」に例外的に身体的拘束を行う場合においては、要件・手続の面で慎重な取り扱いが求められます。身体的拘束に関しては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録し、必ず家族へ説明し同意を得てください。

また、拘束の実施期間を更新する際には、再度家族へ説明し同意を得てください。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針9－(6)】

○身体的拘束の適正化について

〔事例〕

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催してなかった。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備していなかった。
- ・身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施してなかった。

平成30年度介護報酬制度改正により、有料老人ホームにおいても、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じることが義務付けられました。

- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ・介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針9－(7)】

○会計の区分

〔事例〕 有料老人ホームの経理，会計とその他事業（指定介護サービス等）の会計を区分していなかった。

有料老人ホーム以外にも事業経営を行っている経営主体については，当該有料老人ホームについての経理・会計を明確に区分し，他の事業に流用してはいけません。

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針 10 - (4)】

○事故報告について

〔事例〕 「旭川市社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領」に定める報告が必要な事故等について，旭川市に報告を行っていなかった。特に「誤薬」について，報告していない有料老人ホームが多く見受けられた。

旭川市へ事故報告が必要な事故等については，「旭川市社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領」に定めていますので，再度確認をお願いします。

例年の事故報告件数は決して少なくはなく，同じ施設から似たような内容の事故や同じ入所者に対しての事故報告が続くことも見られます。

特に「誤薬」については，繰り返し同様の事故が発生しています。同様の事故の発生を防ぐため，「どのように見守る体制を整えるのか」，「マニュアルを遵守するために何をするのか」等，具体的な再発防止策を検討し実施してください。

(取扱要領 HP 掲載場所) 事業者向け > 健康・福祉・子育て・学校 > 高齢者・介護保険 > 申請・届出 > 介護サービス事業者向けトップページ > 9 その他の様式

【旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針 12 - (8)，(9)】

○変更届について

〔事例〕

- ・居室数及び定員数が変更になっているにも関わらず，変更届が提出されていなかった。
- ・管理者が変更になっているにも関わらず，変更届が提出されていなかった。

居室数及び定員数に変更となった場合は，平面図，重要事項説明書（重要事項説明書に居室数及び定員数の記載がある場合）を添付した上で変更届の提出が必要となります。

また，管理者が変更となった場合は，管理者の経歴書，勤務形態一覧表，資格証の写し（資格を取得していない場合は省略），重要事項説明書（重要事項説明書に管理者の記載がある場合）を添付した上で変更届の提出が必要となります。

【老人福祉法第29条第2項】

老人福祉法第29条第2項で定められている変更の届出が必要な事項

- 施設の名称及び所在地
- 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 条例，定款その他の基本約款
- 施設の管理者の氏名及び住所
- 施設において供与をされる介護等の内容
- その他厚生労働省令で定める事項
 - ・建物の規模及び構造並びに設備の概要

- ・施設の運営の方針
- ・入居定員及び居室数
- ・法29条第7項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
- ・法29条第7項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- ・入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
- ・入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容
- ・医療機関との連携の内容
- ・重要事項説明書

○入居者に係る医療・介護サービスの制限について

〔事例〕

- ・入居者の医療機関への通院や、居宅介護サービス計画に位置付けられたデイサービスへ通うことを、施設の判断で中止させた。
- ・居宅介護支援専門員がモニタリングのために入居者を訪問することを拒否した。

医療・介護サービス事業所において、適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に当該サービスの利用を制限することは不適切ですので、入居者の意思によらず施設の判断で不当に制限をすることのないようお願いします。

なお、居宅介護支援専門員のモニタリング等の訪問についても同様の取扱いとなります。

【有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について（令和2年9月4日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課，老人保健課連名事務連絡）】

○介護職員による医行為について

〔事例〕

- ・介護職員により医行為の疑いのある行為が実施されていた。
- ・医師の指示によらず、看護職員の判断で医行為の疑いのある行為が実施されていた。

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による「医業」（「医行為」（医師の医学的判断及び技術を持ってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為）を反復継続する医意思を持って行うこと）は、関係法令により禁止されています。

下記の通知にて、原則として医行為ではないと考えられるものが列挙されていますので、介護職員が行うことが適切かを判断する際の参考としてください。

また、喀痰吸引等の一部の医行為については、必要な研修を受け、喀痰吸引等の業務を実施する旨を北海道に登録した介護福祉士については実施することが可能となっています。

なお、看護職員においても、医行為の実施に当たっては医師の指示に基づき実施する必要がありますので、緊急の対応を要する場合等を除き、独自の判断で医行為を実施することのないよう留意してください。

【医療法第17条，歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（平成17年7月26日付け医政発第0726005号）】

【社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2，第48条の3】

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当
TEL: 0 1 6 6 - 2 5 - 9 8 4 9
E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp